

## 航空機騒音防止対策事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 知事は航空機騒音による障害を防止するため、予算の定めるところにより、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「法律」という。）第6条の規定による共同利用施設で一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校の施設を除く。以下「共同利用施設」という。）の整備及び共同利用施設の空気調和設備の機能回復工事を行う豊中市、池田市及び大阪市に対し航空機騒音防止対策事業補助金を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (補助の対象とする施設)

第2条 航空機騒音防止対策事業補助金の交付の対象とする施設は、共同利用施設の整備にあつては、前条に掲げる共同利用施設のうち、当該年度に、大阪国際空港の設置者の助成の対象（新築分に限る）となった施設とする。

2 空気調和設備の機能回復工事にあつては、設置後15年以上経過し、空気調和設備の老朽化により空気調和の機能が著しく低下した共同利用施設のうち、当該年度に助成の対象となった施設とする。

### (補助の対象とする経費及び補助額)

第3条 航空機騒音防止対策事業補助金の交付の対象とする経費は、共同利用施設整備事業費又は共同利用施設の空気調和設備機能回復工事業費であつて次の各号に掲げるものとする。

(1) 工事費 騒音防止工事に必要な本工事費（直接工事費、共通仮設費及び諸経費をいう。）附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、各種負担金並びに工事雑費

(2) 実施設計費 工事の設計書を作成するために要する経費

(3) 事務費 騒音防止工事の実施に附帯して必要な事務費。ただし、当該工事費の100分の4.5を超えない額とする。

2 共同利用施設の整備に対する補助の額は、別表に掲げる額の範囲内で補助の対象とする経費の総額から大阪国際空港の設置者の助成額を控除した額の1/2とする。

ただし、大阪国際空港の設置者の助成額を限度とする。

3 共同利用施設の空気調和設備機能回復工事に対する補助の額は、補助の対象とする経費の総額から大阪国際空港の設置者の助成額を控除した額の1/2とする。

ただし、大阪国際空港の設置者の助成額の1/2を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 規則第4条第1項の規定による航空機騒音防止対策事業補助金交付申請書（様式第1号）は、別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には様式第2号による書類を添付しなければならない。

### (補助の条件)

第5条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金は法律第6条の規定により、一般住民の学習、集会等の用に供するための共同利用施設整備事業又は共同利用施設の空気調和設備機能回復工事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について使用すること。

(2) 補助金の使途、その他について検査を行うことがある。

(3) 補助事業の遂行状況について報告を求めることがある。

(4) 補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、事業完了の日の属する会計年度から5年間保存しておくこと。

2 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による知事の定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助事業の経費の配分の変更にあつては、次に掲げる変更

ア 工事費の各種別経費（工事雑費を除く。）相互間、工事雑費と実施設計費相互間及び工事雑費と事務費相互間の流用で、それぞれの経費の100分の5又は100万円のいずれか低い額を超えるもの。

イ 工事費の各種別経費（工事雑費を除く。）から工事雑費、実施設計費及び事務費への流用

ウ 工事費の種別の新設

(2) 補助事業の内容の変更にあつては、次に掲げる変更

ア 敷地、平面計画又は施設の基本構造の変更

イ 金属性建具の材料の変更、その他防音効果に影響のある施設の構造又は使用材料の変更

（補助申請の取下げ）

第6条 補助金の交付の申請の取下げをすることができる期間は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から30日以内とする。

（状況報告）

第7条 規則第10条の規定による報告は、次に掲げる書類を提出することにより行わなければならない。

(1) 航空機騒音防止対策事業着手報告書（様式第3号）

(2) 航空機騒音防止対策事業完成報告書（様式第4号）

2 前項の報告書は、知事が定める日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定による航空機騒音防止対策事業実績報告書（様式第5号）の提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日（同条後段の規定により提出する場合にあつては、翌年度の4月30日）とする。

2 規則第12条の規定による航空機騒音防止対策事業実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 収支精算書（様式第6号）

(2) 完成検査調書（様式第7号）

(3) 備品等調書（様式第8号）

(4) 完成図書

（補助金の交付）

第9条 補助金は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後交付するものとする。

（空港の設置者が行う助成の状況報告）

第10条 補助事業者は、大阪国際空港の設置者との間でとりかわされた関係書類の写しをその都度知事に送付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第11条 補助事業者は、本事業により取得し、又は効用の増加した次の各号に掲げる財産を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又

は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 規則第19条第4号の知事が定める財産は、次に掲げる財産とする。

ア 空気調和設備

(2) 規則第19条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の例による。

附 則

この要綱は昭和47年3月10日から施行し、昭和46年度以降に交付する補助金について適用する。

附 則

この改正要綱は、昭和48年11月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、昭和49年度の予算に係る補助金に係る施設の設置の費用から適用する。

附 則

この改正要綱は、昭和50年度の予算に係る補助金に係る施設の設置(ただし繰越事業を除く。)の費用から適用する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年度の予算に係る施設の整備の費用から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年度の予算に係る施設の整備の費用から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年11月28日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年7月30日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成25年8月26日から施行し、平成25年度の予算に係る施設の整備の費用から適用する。

## 別表

単位：千円

種別	世帯数	延床面積	補助限度額
1	50以上	80平方メートル以上	9,400
2	101以上	120平方メートル以上	18,800
3	351以上	310平方メートル以上	48,800
4	601以上	500平方メートル以上	78,600

- 注1. 世帯数は、大阪国際空港の設置者が定める区域内において、現地の地理的条件等を考慮して、当該学習等供用施設を通常利用することが可能な区域（以下「利用対象区域」という。）に存する世帯数とする。ただし、二以上の学習等供用施設を整備しようとする場合においては、当該学習等供用施設に係るそれぞれの利用対象区域は、一種の学習等供用施設相互の間及び一種以外の学習等供用施設相互の間において重複してはならない。
2. 公民館の施設を設置する場合における補助の額は、上の表にかかわらず次のとおりとする。

単位：千円

種別	人数	延床面積	補助限度額
1	5,001以上	330平方メートル以上	47,600
2	10,001以上	500平方メートル以上	72,100
3	30,001以上	1,000平方メートル以上	144,400
4	50,001以上	1,500平方メートル以上	216,600
5	90,001以上	2,000平方メートル以上	288,800

注 人数は、大阪国際空港の設置者が定める区域内に居住する者の人数とする。

(様式第1号)

年 月 日

大阪府知事様

所在地  
名称  
代表者氏名

印

航空機騒音防止対策事業補助金交付申請書

平成 年度において、標記の補助金を下記のとおり受けたいので、大阪府補助金交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費の配分	
補助事業の経費の使用方法	
補助事業の完了の予定期日	
補助事業の遂行に関する計画	
交付を受けようとする補助金の額	
その他知事が必要と認める事項	

(様式第2号)

補助事業の経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分の負担者	
同 上 負担額	
同 上 負担方法	
補助事業の効果	
その他知事が必要と認める事項	

(様式第3号)

航空機騒音防止対策事業着手報告書

- 1 事業名
- 2 所在地
- 3 事業所要額
- 4 補助基本額
- 5 事業着手年月日

上記のとおり着手しました。

年 月 日

大阪府知事様

所在地  
名称  
代表者氏名

印

(様式第4号)

航空機騒音防止対策事業完成報告書

- 1 事業名
- 2 所在地
- 3 事業所要額
- 4 補助基本額
- 5 事業着手年月日
- 6 事業完成年月日

上記のとおり完成しました。

年 月 日

大阪府知事様

所在地  
名称  
代表者氏名

印



(様式第5号)

年 月 日

大阪府知事様

所在地  
名称  
代表者氏名

印

航空機騒音防止対策事業実績報告書

大阪府補助金交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の実績
- 2 補助事業の経費の使用方法
- 3 補助金の交付決定額とその精算額
- 4 補助事業の完了の期日
- 5 補助事業の効果

(様式第6号)

収 支 精 算 書

1 収入の部

費 目	予 算 額	精 算 額	差引増減△	備考
計				

2 支出の部

費 目	予 算 額	精 算 額	差引増減△	備考
計				



